

社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

第1条 社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会の役員等（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関しては、この規定の定めるところによる。

第2条 役員等の報酬は、招集に応じて出席した日数により、別表に定める額を支給する。

第3条 役員等が召集に応じて出席したときは、その出席に係る費用弁償として別表のとおり支給する。

附則

この規定は、平成19年9月7日より施行する。

別表

役職名	報酬額	費用弁償
理事長	日額 3,000円	実費
理事／監事	日額 3,000円	実費
評議員	日額 3,000円	実費